

パブリックコメントで寄せられた御意見について

厚生労働省
健康・生活衛生局難病対策課

児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部を改正する件（案）について、令和6年7月19日（金）から令和6年8月23日（金）まで御意見を募集したところ、計3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	いただいた御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	政府、特に厚生労働省の国民の信頼は皆無です。 小児慢性特定疾患の状態の程度を、今このタイミングでどうして変えなければいけないのですか。 ワクチン後遺症を誤魔化す為だと勘ぐるのは、今までの厚生労働省の動きをみても当然だと思えます。断固反対です。	本告示の改正は、令和6年の第2回及び第3回の小児慢性特定疾病検討委員会での御議論において、新たに13疾病を追加することが適当との結論を踏まえ、行うものになります。
2	異議ございません。	本案に賛成の御意見として承ります。

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係のない御意見をいただきました。